



医薬発 0115 第 3 号
令和 8 年 1 月 15 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) の感染状況を踏まえた献血制限に係る
関係通知の廃止について

平素より血液事業の推進に格別の御理解と御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

採血時の問診に当たっては、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD) の発生が確認されたことを受け、「採血時の欧州等滞在歴による献血制限の見直しの実施について」(平成 21 年 12 月 11 日付け薬食発 1211 第 6 号医薬食品局長通知) 及び「ヒト胎盤エキス (プラセンタ) 注射剤に係る問診の強化について」(平成 18 年 9 月 11 日付け薬食発第 0911001 号医薬食品局長通知) により、特定の海外地域に一定期間滞在していた者及びプラセンタ注射剤の使用歴を有する者からの採血を見合わせるよう、対応をお願いしているところです。

今般、薬事審議会血液事業部会安全技術調査会において、これらの献血制限を見直すことについて審議が行われ、国内外における vCJD の発生状況、国内における感染リスクの評価結果及び諸外国における献血制限の状況等を総合的に勘案した結果、上記制限を撤廃することが適当であるとの方針が示されました。

つきましては、この方針に基づき、特定の海外地域における滞在歴及びプラセンタ注射剤の使用歴に関する献血制限の撤廃を速やかに実施できるよう、貴職において必要な体制整備を行うとともに、準備が整い次第、速やかに実施してください。

また、実施に当たっては、実施日等について事前に報告願います。

併せて、貴管下の各血液センターに対し、当該措置の趣旨及び内容を十分に周知し、採血に御協力いただいている献血者等に対しても適切に説明がなされるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、これに伴い、下記の関係通知は、上記の措置が開始されたことを以て廃止します。

記

以下の通知を廃止する。

- ・ 「採血時の欧州等滞在歴による献血制限の見直しについて」（平成 21 年 12 月 11 日付け薬食発 1211 第 6 号、第 7 号）
- ・ 「採血時の欧州等滞在歴による献血制限の見直しの実施について」（平成 22 年 1 月 14 日付け薬食血発 0114 第 1 号、第 2 号）
- ・ 「ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤に係る問診の強化について」（平成 18 年 9 月 11 日付け薬食発第 0911001 号、0911002 号）